

第2章 民法大改正が事業承継に与える インパクト



金子 一徳

東京都中小企業診断士協会中央支部

1. 民法と事業承継の関連性

中小企業の事業承継は、個人の相続・贈与と密接にかかわることを最初に伝えたい。

たとえば、会社そのものは、取引先・従業員・取締役・金融機関などさまざまな利害関係者で構成されるが、「誰の持ち物か?」といえ、それは株主となる。

中小企業の自社株式は、経営者自身が保有していることが多いので、これはすなわち個人資産になるわけである。ということは、経営者が亡くなれば、この個人財産は相続されてしまう。場合によっては、経営とまったく関係のない者の所有になってしまうこともあるが、その場合には大変やっかいな問題が生じる。なぜなら、株式には財産というコインの表側と経営権(=議決権)というコインの裏側の権利が合わさっているからだ。

それだけではない。会社へ資金繰りの補填として貸し付けているお金は、会社から見れば借入金になるわけだが、経営者個人から見れば貸付債権という正真正銘の個人資産である。これは実質的には会社から回収するのは難しいが、経営者が死亡することによって、やはり相続されてしまい、上記の自社株式と同じことが起きる。加えて、回収不可能な不良債権でも、相続税だけは課せられてしまうこともあるのだ。

そのほか、経営者が保有する個人の土地の

上に会社名義の建物があり、それが事業に使われている場合も面倒なことになる。経営者が死亡したときに、土地が共有名義になったりして、換金の話が持ち上がってくると、会社側が資金手当てをして買い取る対応を取らざるを得なくなる。そのときに資金があれば問題ない。しかし、ない場合は金融機関から借りたとしても返済が重くなるし、借りられなかったら、処理に大変手間がかかることになってしまう。

これらはすべて個人資産が会社と密接にかかわることを表している。

(1) 民法改正の項目

民法における相続法は、これまで大きな改正がなかったが、平成30年に大改正が行われた。

主な内容は、①配偶者の居住権の保護、②配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現、③寄与分の見直し、④遺留分の見直し、⑤遺言の見直し、⑥遺産分割の方法、の6つである。

①配偶者の居住権の保護

所有権がなくても配偶者が自宅に住み続けることができるという配偶者居住権を認めることになった。

ここで考えてほしいのは、親族内承継で後継者が子どもである場合、先代の配偶者が株式を持つことを避けなければならないということだ。「後継者の母親なのだから、株式を持ってもらっても別に構わないのではない

か？」という疑問がわくかもしれないが、実は二次相続により、経営に関係のない他の兄弟へ相続されるリスクがあるからなのだ。

そこで、今回の改正を上手に使い、先代社長の相続の際に、後継者には自社株式を、兄弟には不動産の所有権を、配偶者には居住権をとるように、一次相続で抜本的な対策を組んでしまうことが有効だ。

ただし、配偶者居住権は対抗要件を登記のみとしており、建物の占有だけでは対抗要件として認められないため、登記を行うようアドバイスを忘れないことが肝要である。

「居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の増改築を行うことはできない」「配偶者居住権は譲渡することができないため、その権利は配偶者の死亡と同時に消滅する」「配偶者居住権は、建物の財産価額に対して少額に設定されるべき」という細かい決まりもあるので注意も必要だ（詳細については、法務省ホームページにある「長期居住権の簡易な評価方法について」を参照）。

事業承継における専門家は、この制度について十分に理解し、社長の奥様に配偶者居住権を確保し、社長に安心してもらうことで、事業承継支援へと駒を進めることも可能だ。配偶者居住権の価値自体はそれほど大きくはないが、安心感はかなり大きい制度といえる。

したがって、自社株式と価値は違えども、「奥様に配偶者居住権を遺言する代わりに、自社株式はなるべく後継者へ寄せるようにしてはいかがでしょうか？」などと社長にアドバイスし、制度をうまく活用することが求められる。

②配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現

結婚20年以上の夫婦の場合、配偶者が生前贈与や遺言で譲り受けた住居は、現行民法903条3項にある「被相続人が贈与したものの価額が配偶者の相続分の価額以上である場合には、配偶者は相続分を受けないとする意思と異なった意思を表示したときは、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する」という規定がある。

つまり、被相続人がきちんと意思表示をしないと、当規定を用いることができず、居住用財産を失ってしまう可能性がこれまではあった。今回の改正では、婚姻期間が20年以上の夫婦を前提とし、被相続人が住宅（居住用の土地や建物）を生前に配偶者に贈与した場合には、その住宅は遺産分割の対象にはしないという規定を創設した。

これにより、税制の恩典だけでなく、民法上でも配偶者の居住という権利を生前に確定できるようになった。したがって、配偶者は住居を離れる必要がなくなり、預貯金などの配分が増えることで、老後生活の安定につながるといったメリットがある。

中小企業は、家族経営をする中で、結びつきの強い夫婦が多いといわれる。この制度の活用で、社長の奥様の住居を確保する動きが今後出てくるのではないだろうか。ただし、住居が高額である場合は、非課税分2,110万円との差額の贈与税を払うよりも、小規模宅地の特例を活用して△80%の減額措置を受けたほうが得になる場合が多いと思われる。

専門家は、ぜひ本制度を社長ご夫妻に勧め、社長が亡くなった後に奥様が安心してできる環境を確保してもらおう。相続の悩みを解決すると、事業承継への取組みを早めることにつながる人が多いのは事実である。

③寄与分の見直し

特別寄与者に金銭的な権利を認めるというものである。相続人ではない親族が無償の療養看護や労務の提供をした場合、相続人に金銭の支払を請求できるようにするというものだ。これまで、この権利は法定相続人以外には認められなかった（新民法1050条）。

たとえば後継者である長男の配偶者が、現社長である義理の父親を献身的に介護し、経営を支えた場合、この者を養子にするか、あるいは遺言により遺贈するなどの方法を取らなければならなかったのだ。言ってみれば、この者は「介護をするだけ損・面倒を見るだけ損」という状況だったわけである。それが今回は、認められるということである。

ただし、どれほどの価値がそこにあり、いくら金銭請求ができるのか、といった問題については、これまでの寄与分という法定相続人に認められた従来の権利と変わらないというのが多くの有識者の見解だ。この制度が後継者の立場をより強固にするものであると認識したうえで活用しよう。

④遺留分の見直し

今回の改正から、遺留分権利者が遺留分の侵害を受けたときに行う請求が、金銭による支払請求となった（新民法1046条1項）。

これまでは、不動産の贈与の一部が遺留分を侵害している場合、遺留分権利者が遺留分減殺請求をすると、遺留分権利者と遺留分減殺請求を受けた者が不動産を共有するのが原則だった。

同じように、自社株式でも共有財産になることが原則だった。これを金銭による解決を原則とするようにしたのが、今回の改正だ。よって、財産が自社株式しかない場合でも、遺言により遺留分侵害を覚悟して後継者に相続させ、同時に生命保険により代償交付金の支払いを行うことで、自社株式を確保するというスキームが成り立つことになる。

もう1つの改正は、死亡前に行った相続人への贈与（これを特別受益という）のうち、遺留分の算定対象は、死亡前10年間に贈与したものに限定するというものだ（新民法1044条3項）。

現行法では、相続人への贈与は、何十年前に行ったものでも、期限がなくさかのぼって贈与された財産を遺留分の算定対象としていた。これは自社株式においても同様だ。

よくあるのは、兄弟のうち一方の後継者だけに毎年110万円の範囲内で自社株式の暦年贈与を繰り返し、株式の移転が済んだ矢先に相続が発生したとき、後継者になれなかった兄弟から、遺留分減殺請求を受けるパターンだ。そうなると、自社株式の贈与分を特別受益として財産に持ち戻して計算し、場合によっては、後継者が自社株式を渡さざるを得ない事態も生じていた。

今回の改正では、遺留分の算定対象は死亡前10年間に限定される。これにより、早めに対策を開始しておくことで、後継者が自社株式を渡さざるを得ない事態の発生を軽減できるのだ。ただし、10年間はリスクを背負わなければならない点は注意が必要だ。

⑤遺言の見直し

現行法では、自筆証書遺言はすべて自書する必要がある。自筆証書遺言をすべて自書することは、相当な労力がかかるうえ、要件が整わないことが多いのも事実だ。

たとえば日付の表記が曖昧だったり、自筆の名前が判読不能だったりというような理由で、遺言が無効となることが多発していた。

また、ビデオ、録音、ワープロ等のデジタル遺言はすべて認められていないので、自筆の遺言作成は面倒でわずらわしいといった側面もあった。一方で、自筆証書遺言を作成する人は徐々に増えており、より使いやすいものにするのが求められていた。

その結果、今回の改正により、相続財産の目録については自書が不要となった。新民法の968条2項に「(前文省略) 目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならない」と記載されている。

つまり、遺言の目録部分はワープロを使用して作成することが可能になったのだ。よって、弁護士や司法書士は、遺言の目録部分を作成できる機会が増え、仕事につながるケースが増えると予想している。遺言を書くという行為を、事業承継を進めるうえで有効なツールとして活用してほしい。

そして「法務局における遺言書の保管等に関する法律」では、法務局で自筆証書遺言を保管してくれる制度もできる予定だ。この制度により、自筆証書遺言の弱点の1つであった破棄、隠蔽、改竄といった行為を防止することも可能となるだろう。

⑥遺産分割の方法（相続預貯金の取り扱い）

相続預貯金は、口座名義人が死亡すると凍結される。そして、相続預貯金の払戻しを行うには、相続人から戸籍や遺言書、あるいは相続人全員の署名・押印がある遺産分割協議書や相続届を提出してもらうことによって、金融機関が対応してきた。

被相続人の死亡により、預貯金は法定相続分どおりに法定相続人に分割承継すると考えられていたにもかかわらずである。よって、金融機関では、上記の書類提出が難しい場合、原則論を言いながらも、一部の相続人に対して、法定相続分に応じた払戻しに応じることが実務として多かったようだ。

ところが、平成28年12月19日の最高裁で、従来の判例を変更し、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」と判示した。

これまでは金融機関の裁量で、葬儀費用のために相続預貯金の一部を便宜的に払い戻すことも行われてきた。しかし、訴訟リスクを考えると、今後は遺言がない場合には、相続人全員の同意がない限り、原則として金融機関が払戻しに応じることは難しくなるだろう。

そこで今回の改正では、100万円単位の葬儀代や当面の生活費などの遺産分割を待てない状況も踏まえ、相続人は次の算式で計算した金額を単独で引き出せるようになる。

[預貯金額×1/3×法定相続分]

※ただし、預貯金額は金融機関ごとに判断し、かつ法務省令で定める額（100～200万円程度）が限度

(2) 改正をどう捉えるべきか

このように今回の民法改正は、国民に早い段階で遺言を書いてほしい、さらには、自宅をはじめとした相続財産を生前のうちに早めに贈与して移転をしてほしい、といった狙いが垣間見える。

そして、特別寄与者の権利や配偶者居住権

については、各人が権利を確保しやすくなる土壌を整えたようにも見える。一方で、考え方によっては、法的な争いも増えていくような気がしてならない。

この点について、弁護士の植田統氏（青山東京法律事務所）にインタビューを行い、民法改正によるメリット／デメリット・リスクなどを伺った。

Q. 配偶者に居住権が認められましたが、これは事業承継へどのような影響を与えるでしょうか？

A. 居住権の財産価値が小さくなることで、問題を引き起こす可能性を持っています。配偶者は居住権だけで住居に住み続けることが可能となるため、自社株式まで配偶者へ渡る可能性が高くなります。そのときは相続税負担を減らすことができるのでよいと思いますが、二次相続のときに再び自社の相続を巡り兄弟間の争いなどの問題が起きる可能性があります。

Q. 遺留分減殺請求を金銭で解決できるようになった点はいかがですか？

A. これは、自社株式などを後継者1人に集中しやすくなりますから、経営の安定化に役立つと思います。その代わりに現金の用意が必要なため、新たな対策が必要です。現金がなければ実務上は分割払いになるとは思います。自社株式の株価が高い場合は、何年で払い終えることができるのかの問題になります。長期間となると相手も受け入れられないでしょうから、後継者が保険で現金を受け取れるようにしておくなどの対策が必要でしょう。

Q. 遺留分の算定対象が死亡前10年間の贈与に限定されるというのはいかがですか？

A. 10年間と限定されたのはよかったですと思います。それ以上前のものは、被相続人には贈与時に相続人の遺留分を侵害する意図はなかったと思われます。また、10年以上前となると証拠の散逸が多く、正確にいくらの贈与があったかを認定するのは、実務上も容易ではありません。

Q. 今回の民法改正は全体的にどう評価されますか？

A. 今回の民法改正は、配偶者の居住権、遺留分制度の見直しが事業承継に間接的に影響すると思います。事業承継にとって直接的に大きな影響を与えるのは、経営承継円滑化法の改正のほうです。経営者としては、まず経営承継円滑化法の活用を考え、それが家族の相続に与える影響を民法改正の視点から検討するという順番がよいと思います。

2. 経営承継円滑化法への影響

(1) 除外合意（あるいは固定合意）

これは自社株式を遺留分の対象から除外（あるいは固定）するという行為であるため、今回の民法改正と直接かかわることはないと思われる。ただし、衡平財産（合意書に押印する代わりに自社株式と引き換えに渡す財産を指す）として、居住権／現金／保険などを要求されるケースが増える可能性がある。

新しい権利・財産権が生まれると、どうしてもそれがクローズアップされるものだ。そうすると、配偶者が衡平財産を要求すると、ほかの子どもたちも黙っているとは考えにくく、現金や保険などの要求が増えるのではないかと予想されるからだ。

(2) 遺言書

経営承継円滑化法とは直接の関係はないが、実は自筆証書遺言のハードルが下がったことで、多くの人が自筆証書遺言を選択し、これまで公正証書遺言を書こうとしていた人まで自筆証書遺言へ流れてしまわないかという懸念が生じる。

自筆証書遺言は、ハードルが下がったとはいえ、相変わらず内容に法的な不備が生じるリスクを減らすことはできない。また、紛失・盗難・改竄といったリスクは相変わらず残る。ということは、公正証書遺言を選択していれば、経営承継円滑化法の合意内容を踏

まえて、矛盾のない遺言を作れたはずが、自筆証書遺言にしたが故に、合意内容を無視した、あるいは矛盾した内容を書いてしまうということが多発しないかと危惧される。

3. 中小企業診断士はどう行動すべきか

事業承継という観点から見ると、今回の民法改正により、現金による代償交付で自社株式の共有化を防止できたり、死亡から10年前までに株式を移転していれば遺留分の算定基礎に含めなくてよくなったり、より経営権を安定化する対策が取りやすくなったと言えるだろう。また、早めに遺言を書くということが習慣化されれば、自社株式への意識も高まり、事業承継が促進されることは想像に難くない。

経営承継円滑化法の民法特例を使ったとしても、相変わらず訴訟を受ける可能性があったり、法定相続人が増えるなどによる後発事象により合意書が無効になったりするリスクを防止することは不可能だ。

しかし、中小企業診断士は、クライアントの懐まで入り込んでいて、経営者から絶大な信頼を得ているケースが多いため、「早めに遺言を書いておきましょう」「家族会議や後継者会談のファシリテーターをやりましょ」「後継者の教育係として言えないことを私が言います」という呼び掛けをすることによって、事業承継を促進することができるだろう。また、ここに新たに顧客単価を上げる仕組みを作ることも可能ではないだろうか。

中小企業診断士は、財務・法務・コンサルティング・教育などをバランスよく知識・経験として保有している方が多く、事業承継支援においては、こうした知識・経験が生きてくることが多い。特に豊富な人生経験と深い洞察は経営者からの共感を、ロジカルでベンチャー的な発想は後継者からの共感を、それぞれ得られるだろう。つまり、中小企業診断士は、この事業承継の分野で活躍できる余地が十分にあるといえるのだ。